

フリースクール「もるとれがーと」会員規約

2024年6月16日施行

2025年4月1日最終改訂

お申し込みの前に、必ずご確認ください。

本規約は、フリースクール「もるとれがーと」を利用する際に当会と会員との関係に適用するものとします。本規約を承諾の上、当会指定の利用申込書を提出して頂いた時点で、本規約とフリースクール「もるとれがーと」の活動理念に同意したものとみなします。

第1章 団体について

第1条（名称）

この団体はフリースクール「もるとれがーと」と称します。（以下、「当会」という。）

第2条（基本的目的）

当会は、不登校の子ども達が様々な体験を通して、自分を知り、自分を好きになって、「楽しい生き方を学ぶ」ことを目的とします。

第3条（活動の目標）

当会は、不登校の子ども達に対して、安心して過ごせる居場所とプログラミング技術修得及び学習機会を提供し、また、様々なイベントを企画することで、自己肯定感を育み、心身の成長に寄与するためのフリースクール事業を行います。

また、保護者を対象とした不登校に関する相談、交流会、講演会等によって、保護者のケアも行うことで、子供達のみならず保護者もサポートしていくことを目標とします。

第2章 会員の入会・休会・退会

第4条（会員資格の取得）

- 当会に入会を希望する個人は、当会の会員規約・理念・免責事項等を了承し、所定の入会手続きを経ることにより会員とみなします。
- 入会対象者は、小学生または中学生とします。

第5条（会費および納入金）

- ご利用料金は、以下のとおりです。

入会金	11,000円(入会時のお支払い)
1日	33,000円(毎月のお支払い)
半日	16,500円(毎月のお支払い：午前午後のみのご利用の場合、1日のみのご利用の場合)
延長	1時間まで 550円、2時間まで1,100円(月末締め、ご請求)
スポット	3,300円(毎月のお支払い)

1 時間当たり1,650円(月末締め、ご請求)
個室利用料550円/日(月末締め、ご請求、ご家族の利用も含まれます)

2. 一度納入された入会金及び会費は、ご返金致しません。

第 6 条 (入会金及び会費の納入)

1. 入会時に、入会金と当月及び翌月の月謝を現金または指定の方法で支払うものとします。
ただし、スポット利用の場合は、入会金のみとします
2. 月々の費用については、会員(保護者)指定のクレジットまたは銀行口座から翌月分を26日に引き落とすものとします。
3. 超過時間分及びスポット利用分は、月末締めでご請求いたします。

第 7 条 (会員資格の譲渡等)

会員資格を他に譲渡、相続及び名義変更することはできません。利用会員は利用者（生徒）を指定して入会の申し込みをしてください。利用者の名義変更・口数の変更等については、変更の届けをご提出ください。

第 8 条 (会員資格期限)

会員資格は、退会するまでとします。

第 9 条 (活動の停止・除名等)

当会は、次の各号に該当する場合、会員資格の一定期間停止又は除名することができるものとします。

- ① 3ヶ月以上会費等の支払が滞った場合。
- ② 当会への入会申込み時の内容に虚偽があった場合。
- ③ 本規約、その他当会の活動理念・事項等に反する行為がある、または、ご理解いただけないと判断した場合。

第 10 条 (届出事項の変更等)

会員は、氏名・住所・連絡先等が入会手続き時より変更が生じた場合には、速やかに書面・電話・メール等で当会に届け出るものとします。変更の未届けによる当会からの通知等の不備に関する一切の責任は会員が負うものとします。

第 11 条 (退会)

退会は、月末までに書面で届け出た場合、翌月末をもって、退会とします。

第 12 条 (休会)

1. 原則として休会はできません。ただし、体調不良など、やむを得ない事情で休会する場合は、月末までに書面を届けた場合、翌々月から最大半年間休会できます。
2. 進学、学校復帰などの場合の、休学の場合扱いとなります。
3. 休学中は原則スポットへの変更とし、スポットの定額費のお支払いの必要があります。
4. 休学中は、保護者及び入会者の相談は無料で受けることができます。

第 3 章 運営について

第 13 条 (利用開始日)

当会は申込によりご利用開始日が決まり、ご利用料金が納入されたことを確認後、ご利用開始となります。

第 14 条(活動日と活動時間について)

1. 当会の活動は、当面の間、火曜日の午前10時から正午まで及び水曜日と金曜日の午前10時から午後3時までとします。ただし、活動日が祝日、年末年始、大型連休、お盆などに当たる場合、おやすみになります。
2. 水曜及び金曜日は、1日、半日の契約(以下、「定期契約」といいます。)がある方を優先とします。また、火曜日については、スポットの方を優先とします。
3. 火曜日に空きがある場合、定期契約の方が利用できるものとします。その場合、定期契約の方は特段の負担金はありません。
4. 水曜日及び金曜日に空きがある場合、スポット利用の方も利用できます。
5. スポット利用の場合は、できるだけ利用しようと思う日の前週月曜日及び金曜日までに利用の予約を行うこととします。予約がない場合は、利用をお断りする場合もあります。
6. おやすみになる場合は、やむを得ない場合を除き、事前に告知いたします。
7. 活動の詳細については、別に定めるものとします。

第 15 条(延長)

1. 延長の希望がある場合、原則として前日の17時までに申し込むこととします。
2. 延長は、火曜日、水曜日、金曜日の午前9時から10時までと、水曜日、金曜日の午後3時から午後5時までとします。

第 16 条 (活動において使用する教材について)

当会が企画・運営する諸活動において使用する教材等は、原則として当会が推奨する教材をご利用ください。

第 17 条 (活動および利用の制限)

次に該当する会員の活動および利用を禁止・制限するものとします。

- ① 伝染又は感染する恐れのある疾病を有する個人
- ② 医師等により活動を制限された個人
- ③ 正常な活動が行えないと当会が判断した個人
- ④ 不正目的・営利目的で諸活動に参加希望する個人・団体
- ⑤ 政治活動・宗教活動を目的として諸活動に参加希望する個人・団体
- ⑥ 暴力団・暴力団の構成団体およびその構成員。もしくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない個人

第 18 条 (学校等関係機関との連携)

当会は、以下の機関と利用者の活動がよりスムーズに行きよう、連携し、意思疎通を図り、相手方の求めに応じ、情報の提供を行いますので、保護者は連携について、承認する必要があります。ただし、個人情報はこの限りではありません。

- ① 利用者の所属している学校(学校長及び学校長が必要と認める教職員)
- ② 利用者の所属している学校を管轄する教育委員会
- ③ 利用者が通う医療機関

第 19 条 (保護者との連携)

1. 当会は利用者がスクールで過ごす様子などについて、保護者にお知らせします。
2. 保護者は適宜家庭での様子をスクールに報告します。
3. 連携の方法はノートを利用しますが、LINEを利用することも可能とします。

第 20 条 (免責事項)

1. 当会スタッフおよび利用者は、自らの責任において活動をするものとします。当会での活動にあたりスタッフ一同、細心の注意を払っておりますが、活動中の怪我や事故、持ち込んだ私物の破損や盗難に関しましては、責任を負いかねます。
2. 当会ホームページが紹介している各種情報の最新性、正確性、完全性、有用性、適切性などに努めておりますが、その内容について保証するものではありません。ご利用者様ご自身の責任と判断のもとご利用いただき、万一これらの情報を利用したことによって生じたトラブルや損失、損害等につきましては、当会は責任を負いません。

第 21 条 (個人情報の取り扱い)

当会は、個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する関係諸法令、および個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを遵守します。

第 22 条 (改訂)

当会は、本規約を必要に応じて改訂することができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第 23 条 (その他)

本規約に定めなき事項並びに業務運営上必要な事項は、当会が定めるものとします。

第 24 条 (施行)

本規約は、2024 年 6 月 16 日より施行いたします。

2024年11月7日に、一部を改正しました。

2025年4月1日に、一部改正しました。